

休業日に、朝から酒飲 むな！ とか、飲んでる 社員に出て来い！ とは 言えない！！

1月25日から一時帰休（休業）の勤務指定が開始されました。1月15日の東海労と本社間での団交では、休業時の呼び出しへの対応は“任意”であることが確認されています。ところが、会社やユニオンは、会社掲示やユニオン情報で、“任意”であることを欺瞞的に曖昧にしようと躍起になっています。

しかし、私たち東海労は誤魔化されません！

以下、大阪第二運輸所の川村総務科長及び、梅坂運転科長とのやり取りです！！

●【川村科長編】

- 組合員：休業時間9時～17時30分の8時間30分間はどういう意味ですか？
- 科長：書いてある通り。
- 組合員：理解出来ないから聞いてます。分からんの？答えられんの？どちらですか？
- 科長：書いてある通り。
- 組合員：賃金は雇用調整助成金、血税を利用するんですよね！会社は60%しか出さない、その辺も記載すべきですよ！
- 科長：そうやな！よう勉強してるな！
- 組合員：休業とは、何ですか？
- 科長：休日と同じや。
- 組合員：呼び出しに応じるかどうかは、任意ですか？

- 科 長 : 任意ではない。
- 組合員 : 本部、本社間で任意と確認されている。任意じゃないの!?
- 科 長 : …… 確認してみます。
- 組合員 : ところで、休業時、朝から酒飲んでもいいですよね!?
- 科 長 : 飲むなどは言えない!
- 組合員 : じゃ飲んでいいんやね!
- 科 長 : 飲んでいいとも言えない!
- 組合員 : はっきりしないと皆、こまる。休日と同じなら飲んでいい事になる。飲んでいのに、呼び出しはないですよ?
- 科 長 : それはない!

そもそも、休日への呼び出しに応じるかどうかは“任意”です!

- 【梅坂科長編】
- 組合員 : 掲示で、休業時の非常呼び出しについて、9時まではあり得るとなっている。自然災害、例えば大地震等で呼び出されるのはあり得ると思いますが、そう言うことですか?
- 科 長 : 休業の時間が9時~17時30分までだからです。よって、9時以降には呼び出しはありません。
- 組合員 : 呼び出す場合は、どんな事象でなんですか?
- 科 長 : 突発休みの代替えです。
- 組合員 : 突発休へは、出勤予備者で代替えすべきです。それで、呼び出しに応じ、アルコール検査に引っかかったらアウトでしょ?
- 科 長 : アウトです。その場合は休日になります。
- 組合員 : それは休日出勤の場合でしょ! 呼び出しに応じ、アルコール検査でアウト! アホらしいですよ! 呼び出しを断る事ができますか?
- 科 長 : 配慮はします。
- 組合員 : 呼び出しに応じるかどうかは、任意ですね!
- 科 長 : はい。

ユニオン組合員の皆さん!

会社の欺瞞的な掲示に騙されたら危険です!!

疑問や不安は気軽に東海労役員にたずねて下さい!!